

第52号議案

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例設定に
ついて

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例

八王子市災害り災者救護条例（昭和49年八王子市条例第57号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントを上限とし、市規則で定める率とする。</p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦、半年賦又は月賦により償還する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> | <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦又は半年賦により償還する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p> |

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。